

静岡県訓令甲第12号

くらし・環境部
土木事務所長
建築主事

建築基準法令取扱規程（昭和49年静岡県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月25日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後												
<p>(建築主事の確認等の範囲)</p> <p>第2条 建築主事は、次に掲げる区分により法第6条第4項（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は法第18条第3項（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査（以下「確認等」という。）を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請書等の取扱い)</p> <p>第3条 土木事務所に所属する建築主事は、市町長から次の表に掲げる申請書、通知書又は届出書の送付を受けたときは、当該建築主事が確認等を行う建築物及び工作物に係るものについては自ら処理し、その他のものについては速やかにくらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に所属する建築主事に送付しなければならない。</p>	<p>(建築主事の確認等の範囲)</p> <p>第2条 建築主事は、次に掲げる区分により法第6条第4項（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は法第18条第3項（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査（以下「確認等」という。）を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請書等の取扱い)</p> <p>第3条 土木事務所に所属する建築主事は、市町長から次の表に掲げる申請書、通知書又は届出書の送付を受けたときは、当該建築主事が確認等を行う建築物及び工作物に係るものについては自ら処理し、その他のものについては速やかにくらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に所属する建築主事に送付しなければならない。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請書等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>法第6条第1項（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>法第18条第2項（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規</td> </tr> </tbody> </table>	申請書等の種類		(1)	法第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書	(2)	法第18条第2項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請書等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>法第6条第1項（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>法第18条第2項（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規</td> </tr> </tbody> </table>	申請書等の種類		(1)	法第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書	(2)	法第18条第2項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規
申請書等の種類													
(1)	法第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書												
(2)	法第18条第2項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規												
申請書等の種類													
(1)	法第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書												
(2)	法第18条第2項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規												

	定による計画通知書
	(略)
(6)	法第7条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書、法第18条第16項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了通知書又は法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項の規定による工事完了届
(7)	法第7条の3第1項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査申請書又は法第18条第19項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定工程工事終了通知書
	(略)
(10)	細則第25条第2項の規定による計画廃止届（法第6条第1項又は第18条第3項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物に係るものに限る。）

2・3 (略)

4 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書、報告書又は届出書の送付を受けたときは、内容審査の上自ら処理するものとする。

	申請書等の種類
	(略)
(2)	細則第17条の規定による許可申請書（法第43条第2項第2号の規定による

	定による計画通知書
	(略)
(6)	法第7条第1項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書、法第18条第16項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了通知書又は法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項の規定による工事完了届
(7)	法第7条の3第1項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査申請書又は法第18条第19項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定工程工事終了通知書
	(略)
(10)	細則第25条第2項の規定による計画廃止届（法第6条第1項又は第18条第3項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物に係るものに限る。）

2・3 (略)

4 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書、報告書又は届出書の送付を受けたときは、内容審査の上自ら処理するものとする。

	申請書等の種類
	(略)
(2)	細則第17条の規定による許可申請書（法第43条第2項第2号の規定による

許可（静岡県建築審査会の同意を個別に要するものを除く。）及び法第85条第3項の規定による許可に係るものに限る。）

(略)

- 5 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる届出書又は申請書の送付を受けたときは内容審査の上、意見を付して、これを速やかに知事に送付しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる届出書にあつては、意見を付すことを要しない。

申請書等の種類	
(略)	
(2)	省令第10条の4の2の規定による認定申請書又は細則第10条の3の規定による様式第8号による認定申請書
(3)	省令第10条の4の4又は省令第10条の4の7の規定による指定申請書又は指定取消申請書
(4)	(略)
(5)	(略)
(6)	細則第17条の規定による許可申請書（前項の表の(1)の項及び次項の表の(2)の項に係るものを除く。）

- 6 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書又は届出書の送付を受けたときは、土木事務所所管に係るもの（同表の(1)の項及び(2)の項にあつては、第2条第1項第2号に掲げる建築物又は工作物に係るものをいう。）については内容審査の上自ら処理し、その他のものについては速やかに知事に送付しなければならない。

申請書等の種類

許可（静岡県建築審査会の同意を個別に要するものを除く。）及び法第85条第3項又は法第87条の3第3項の規定による許可に係るものに限る。）

(略)

- 5 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる届出書又は申請書の送付を受けたときは内容審査の上、意見を付して、これを速やかに知事に送付しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる届出書にあつては、意見を付すことを要しない。

申請書等の種類	
(略)	
(2)	省令第10条の4の2の規定による認定申請書（前項の表(1)の項に係るものを除く。）又は細則第10条の3の規定による様式第8号による認定申請書
(3)	省令第10条の4の5又は省令第10条の4の8の規定による指定申請書又は指定取消申請書
(4)	(略)
(5)	細則第10条の5の規定による認定申請書
(6)	(略)
(7)	細則第17条の規定による許可申請書（前項の表の(2)の項及び次項の表の(2)の項に係るものを除く。）

- 6 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書又は届出書の送付を受けたときは、土木事務所所管に係るもの（同表の(1)の項及び(2)の項にあつては、第2条第1項第2号に掲げる建築物又は工作物に係るものをいう。）については内容審査の上自ら処理し、その他のものについては速やかに知事に送付しなければならない。

申請書等の種類

(略)		(略)	
(2)	細則第17条の規定による許可申請書 (法第85条第5項の規定による許可に係るものに限る。)	(2)	細則第17条の規定による許可申請書 (法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可に係るものに限る。)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。